

岐阜県公報

第 三 百 三 十 九 号
令 和 四 年 十 月 十 四 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

高山都市計画の変更

土岐都市計画の変更

本巣都市計画の変更

公 示

落札者等に関する公示

(森 林 保 全 課) 四 一 九

(都 市 政 策 課) 四 一 九

(同) 四 二 〇

(同) 四 二 〇

(高 齢 福 祉 課) 四 二 〇

告 示

岐阜県告示第三百六十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

下呂市馬瀬名丸字尻高洞一四七六、一四七七の三、一四七七の九

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び下呂市役所に備え置いて縦覧に供する。)

岐阜県告示第三百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称
高山都市計画道路

三・五・四号 国分寺松之本線

- 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、高山市都市政策部都市計画課

岐阜県告示第百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称

土岐都市計画道路

三・五・七号 高山下肥田線

三・五・八号 環状線

三・五・十三号 三共線

- 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、土岐市建設水道部都市計画課

岐阜県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定により、次のとおり告示し、同条第二項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和四年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 都市計画の種類及び名称

本巣都市計画道路

三・四・一号 長良糸貫線

- 二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

- 三 縦覧場所

岐阜県都市建築部都市政策課、本巣市産業建設部都市計画課

公 示

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年十月十四日

岐阜県知事 古 田 肇

1 調査物品の名称及び数量 二酸化炭素濃度測定器 3,312個	2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
3 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号該当	4 契約の相手方を決定した日 令和4年1月11日
5 契約者の相手方の住所及び氏名 岐阜市西野町六丁目2番地	株式会社高修 代表取締役 高橋 圭司
6 契約金額 46,632,960円	7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県健康福祉部高齢福祉課專業者指導係	(2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

令和四年十月十四日発行

発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
一
岐阜文芸社